

岐阜県相談支援従事者研修事業実施要綱

(目 的)

第1 この要綱は、「相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日付け障発第421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下、「部長通知」という。)第9及び第10並びに「相談支援従事者主任研修事業実施要綱(平成31年3月28日付け障発第0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下、「主任研修部長通知」という。)第8及び第9の規定に基づき、岐阜県知事(以下、「知事」という。)が、相談支援従事者研修の実施及び実施する者の指定に関し必要な事項を定め、相談支援従事者の養成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 相談支援従事者研修の実施主体は、知事又はこの要綱に定める指定要件を満たすものとして知事が指定する者(以下、「指定研修事業者」という。)とする。

(指定要件)

第3 知事は、次の要件を満たすと認められる者について、指定研修事業者として指定することができるものとする。

- (1) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 部長通知及びこの要綱に定める内容に従い、次に掲げる①及び②の研修を、継続的に毎年度各1回以上実施すること。

① 相談支援従事者研修(初任者研修)(以下、「初任者研修」という。)

② 相談支援従事者研修(主任相談支援専門員研修)(以下、「主任研修」という。)

- (4) (3)に規定する研修ごとに、次の各要件をすべて満たすこと。

① 初任者研修

ア 目的

相談支援従事者として必要な知識、技術を習得させること。

イ 受講対象者

市町村及び指定相談支援事業所において相談支援事業に従事する者(予定者を含む。)

原則、岐阜県在住者又は県内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

ウ 研修内容等

研修カリキュラムは、部長通知の別表1に定める標準カリキュラム以上の内容とすること。なお、受講者の希望などを考慮して時間数の延長や必要な科目等の追加も差し支えないものとする。また、相談支援従事者に求められる基礎的な知識や技術を幅広く修得するため、実際の業務の流れに即した内容とすること。

演習は、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること（ファシリテーターとは、グループ内での議論が促進されるよう調整する者をいう。）。

② 主任研修

ア 目的

現任研修を修了し、指定相談支援事業所等で一定の実務を積んだ相談支援専門員を対象に、地域連携や人材育成についての専門的な研修を実施し、地域における中核的な役割を担う者の養成と資質の向上を図ること。

イ 受講対象者

以下の(ア)から(オ)の全てを満たす者とする。

(ア) 現任研修の修了後、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて相談支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上であること。

(イ) 受講申込に当たり、サービス等利用計画等の提出により、その内容から、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められること。

(ウ) (ア)に規定する事業所等において、相談支援に従事する者への助言・指導等を現に実施している又は岐阜県相談支援従事者研修若しくは岐阜県サービス管理責任者等研修において、当該研修の企画若しくは講師等として携わっていること。

(エ) 所属長(管理者、施設長、法人代表者等)が推薦する者であること。

(オ) 地域における人材育成の中核的な役割を担う者として、主任研修修了後も、相談支援従事者研修の実施協力の他、地域の人材育成に取り組むこと。

ウ 研修内容等

研修カリキュラムは、主任研修部長通知の別表に定める標準カリキュラム以上のものとする。なお、受講者の希望などを考慮して時間数の延長や必要な科目等の追加も差し支えないものとする。

演習は、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること（ファシリテーターとは、グループ内での議論が促進されるよう調整する者をいう。）。

(5) 研修講師基準

講師については、厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修会受講者を中心として研修を実施し、相談支援従事者の連携を図る観点から、地域において豊富な実務経験を有する現任者等の積極的な活用を図ること。

なお、各講義又は演習を担当する講師については、次のいずれかの要件を満たす者が務めることとし、研修等を担当するために適切な人数が確保されていること。

特に初任者研修の標準カリキュラムにおける演習を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。

- ① 厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修会又は主任相談支援専門員養成研修会の講師等又は受講者。
 - ② 初任者研修を修了し、かつ相談支援専門員として5年以上の実務経験を有する者（主任研修を除く）。
 - ③ 初任者研修を修了し、かつ相談支援専門員として3年以上の実務経験を有する者であり、かつ初任者研修のファシリテーターとして3年以上の経験を有する者（主任研修を除く）。
 - ④ 前年度以前に、初任者研修において講師に就任したことのある者。
 - ⑤ 主任研修を修了した者又は前年度以前に、同研修の講師に就任したことのある者。
 - ⑥ 大学の教員であって福祉を専門とする者。
- (6) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び備品・教材等が確保できること。
- (7) 受講者に対する事前課題や事後の相談対応等のフォローアップ体制を確保するなど、研修事業が効果的に行われるよう十分に工夫すること。
- (8) 指定研修事業者が、自らより良い研修の運営を検討するため、受講者に対し、研修環境に関するアンケートを実施し、第11に定める手続きにより県に報告すること。
- (9) 効果的な研修事業の実施や効率的な事務局運営のため、他の指定研修事業者の実施する研修事業内容に関する情報を活用するとともに、他の指定研修事業者から求めがあった場合には、研修事業内容に関する情報提供を行うよう努めること。
- また、指定研修事業者は原則として、県が主催する研修事業者全体会に年に1回以上、参加すること。
- (10) 他の指定研修事業者と連携・協力しながら、講師等の養成に自ら取り組むこと。
- (11) 適切に事務処理を行えるよう、必要な数の事務職員を配置すること。また、事務職員のうち1人以上は講師等とは別に配置すること。
- (12) 受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした募集要領等を年度ごとに定め、これを公開すること。
- ① 研修の目的
 - ② 研修の名称
 - ③ 実施主体

- ④ 実施場所
- ⑤ 研修期間、修了期間
- ⑥ 研修カリキュラム(内容・時間数)
- ⑦ 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績
- ⑧ 研修修了の認定方法(出欠の確認方法、成績評定方法、修了要件、修了の認定方法等)
- ⑨ 受講対象者及び定員
- ⑩ 募集期間、申込み及び受講決定通知方法等
- ⑪ 受講料及び納入方法
- ⑫ 欠席者に対する補講の実施方法及び受講料の取扱い(返還方法等)

(指定申請)

第4 指定を受けようとする者の指定申請は、岐阜県相談支援従事者研修事業者指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、事業開始年度の初回の募集を行おうとする日の90日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により90日前までに提出ができない場合は、事前に知事に協議するものとする。

- (1) 募集要領等
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 岐阜県相談支援従事者研修カリキュラム日程表(第3号様式)
- (4) 講師選定調書(第4号様式)
- (5) 研修事業に係る収支予算の細目
- (6) 定款、寄付行為その他の基本約款等
- (7) 資産状況(申請者の予算書及び決算書)
- (8) 研修事業の実施に係る組織体制図
- (9) その他必要な書類

(変更の申請)

第5 指定研修事業者は、指定を受けた要件又は研修内容等の一部をやむを得ず変更(講師等の都合による研修期間内の日程の変更等、軽微な変更を除く。)する場合には、原則として、変更内容を反映させた研修を開催する60日前までに、変更の内容、変更時期及び理由を記載した岐阜県相談支援従事者研修事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により、60日前までに提出ができない場合は、事前に知事に協議するものとする。

(事業休止又は再開の申請)

第6 事業休止とは、4月から翌年3月までの1年間にわたり研修事業を実施しない場合をいい、指定研修事業者は、次項に定める手続きにより研修事業を休止することができる。

2 指定研修事業者が研修事業を休止又は再開する場合には、原則として、研修再開(休止)前年度の12月末日までに、岐阜県相談支援従事者研修事業休止(再開)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、承認を得なければならない。

(事業廃止の届出)

第7 指定研修事業者が研修事業を廃止する場合は、前年度の12月末日までに、岐阜県相談支援従事者研修事業廃止届出書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(習熟度の確認)

第8 指定研修事業者は、第3(3)①及び②に定める研修については、各受講者の研修内容の理解度を客観的に評価するため、習熟度の確認を行わなければならない。

(アンケートの活用)

第9 指定研修事業者は第3(8)に定める受講者アンケートを活用し、より良い研修の運営ができるよう努めなければならない。

(修了証書の交付)

第10 指定研修事業者は、カリキュラムの全日程に出席した者に対し、修了証書(第8号様式)を交付するものとする。

また、相談支援従事者初任者研修の修了証書については、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。ただし、他の受講者への迷惑行為や受講の実態が認められない行為が見受けられ、指定研修事業者が注意しても当該行為の改善が認められない場合は、知事と協議の上、修了証書を発行しないことができる。

(実施報告等)

第11 研修事業を実施した指定研修事業者は、岐阜県相談支援従事者研修カリキュラム日程表(第3号様式)の研修日程ごとに各研修終了後1ヶ月以内に岐阜県相談支援従事者研修修了者名簿(第9号様式)及び第3(8)に定めるアンケートの集計結果を紙及び電子データにより、知事に提出しなければならない。

2 研修事業を実施した指定研修事業者は、岐阜県相談支援従事者研修事業実施報告書(第10号様式)に、次に掲げる書類を添付して、研修を実施した年度の翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

(1) 研修事業に係る収支決算(見込)書

(2) 第9の習熟度の確認状況のわかる書類(様式任意)

(研修の期間等)

第12 研修の時間帯、曜日等については、岐阜県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

(実施上の留意点)

第13 指定研修事業者は、受講者に対し、障がい者に対する人権の尊重について理解させるように努めるものとする。

2 指定研修事業者は、障がい者に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条の規定に基づき必要な対応を行うものとする。

3 指定研修事業者は、受講申込者及び受講者が、相談支援事業に従事する者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為(障がい者への虐待等)をしていたことを確認した場合については、その者に対する受講決定又は研修修了の認定の是非について、受講決定前若しくは研修修了前に速やかに知事に協議の上、その指示に従うものとする。

4 指定研修事業者は、研修の実施に当たり、多様なニーズを持った受講者が、必要な学びを得られるよう、工夫や努力を行わなければならない。

(情報の開示)

第14 指定研修事業者は、第3(12)に規定する募集要領等及びシラバスをインターネットのホームページに公開しなければならない。なお、シラバスは、別添参考様式の必須項目を必ず記載するものとする。

(秘密の保持)

第15 指定研修事業者は、研修事業の実施により知り得た受講者及び講師等に係る秘密について、正当な理由なく漏らしてはならない。また、指定研修事業者は、受講者及び講師等が研修事業で知り得た個人の秘密について漏らさないよう、受講者及び講師等を指導しなければならない。

2 指定研修事業者は、岐阜県が行う障がい保健福祉施策の推進に活用するため、知事に受講者に係る情報を提供することについて、あらかじめ受講者に対し受講申込書等により書面で説明しなければならない。

3 指定研修事業者は、第3の(12)⑦の情報を公開するため及び第4の規定に基づき知事に講師選定調書(第4号様式)を提出するため、あらかじめ講師に対し書面により同意を得なければならない。

(調査及び指導等)

第16 知事は、指定研修事業者として指定を受けようとする者及び指定研修事業者に対し、必要と認める場合は、実地調査を行うとともに、報告及び関係書類の提出を求めることができる。

また、知事は研修事業の実施等が適当でないと認める場合には、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に定める指定研修事業者への改善指導において、改善が認められるまでの間、書面により研修の中止を命ずることができる。

（指定の取り消し）

第17 知事は、指定研修事業者が、次の事項のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 第3に掲げるいずれかの指定要件に該当しないと認められる場合
- (2) 第4の指定申請又は第11の実施報告等において、虚偽の申請又は報告等があった場合
- (3) 第15の秘密の保持において、受講者及び講師等に係る秘密について、正当な理由なく外部に漏らした場合
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があった場合
- (6) 第16の調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
- (7) その他指定研修事業者として不適切と判断される場合

（聴聞の機会）

第18 知事は、第16の研修事業の中止を命ずる場合又は第17の指定の取り消しを行う場合は、あらかじめ指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

（関係書類の保存）

第19 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、修了者名簿等、修了者に関する書類を永年保存しなければならない。

（その他）

第20 この要綱に定めのない事項については、事前に知事に協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行し、令和7年度以降に係る研修から適用する。